

登録事項変更届添付書類

1 売買の場合

- ・ 売渡証書（売買契約書及び領収証書でも可）
- ・ 売主（共有の場合は全共有者）の印鑑登録証明書
- ・ 買主が個人の場合 → 住民票（※本市居住者の場合は不要）
- ・ 買主が法人の場合 → 登記事項証明書（商業登記簿謄抄本）

2 贈与の場合

- ・ 贈与証書等（贈与のあったことを示す文書）
- ・ 贈与した方（共有の場合は全共有者）の印鑑登録証明書
- ・ 受贈者（贈与を受けた方）が個人の場合 → 住民票（※本市居住者の場合は不要）
- ・ 受贈者（贈与を受けた方）が法人の場合 → 登記事項証明書（商業登記簿謄抄本）

3 相続の場合

（1）法定相続分の割合で相続する場合

- ・ 被相続人（亡くなった方）の出生から死亡時までの戸籍（除籍）謄本
- ・ 相続人全員の住民票（※本市居住者の場合は不要）

（2）遺産分割協議により相続する場合

- ・ 遺産分割協議書（実印が押印され、物件目録の記載のあるもの）
- ・ 相続人全員の印鑑登録証明書
- ・ 被相続人（亡くなった方）の出生から死亡時までの戸籍（除籍）謄本
- ・ 相続する方の住民票（※本市居住者の場合は不要）

（3）遺言により相続する場合

- ・ 遺言書（自筆証書遺言及び秘密証書遺言の場合は家庭裁判所の検認が必要）
- ・ 被相続人（亡くなった方）の死亡時の戸籍（除籍）謄本
- ・ 相続する方の住民票（※本市居住者の場合は不要）

4 氏名や商号等を変更した場合

- ・ 変更の履歴を証する書面〔個人の氏名変更の場合は戸籍（除籍）謄本、法人の商号等の変更の場合は登記事項証明書（商業登記簿謄抄本）〕

《ご注意》

- ✓ 添付書類は全てコピーでも構いません。
- ✓ 家屋が滅失した場合は、家屋滅失届に解体証明（解体業者が発行）又は罹災証明（焼失の場合に消防局が発行）を添付していただきます。